

2013年12月27日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
財務大臣 麻生 太郎 殿
厚生労働大臣 田村 憲久 殿
中央社会保険医療協議会会長 森田 朗 殿

全国保険医団体連合会
社保・審査対策部
歯科部長 田辺 隆

「うがい薬の保険外し」の撤回を求める緊急要請

貴職におかれましては、国民の社会保障の充実のため、重責を果たされていることに心より敬意を表します。

私ども全国保険医団体連合会は全国の医師・歯科医師 10万4千人が加盟し、誰でもが安心して医療を受けられる医療制度を実現するために活動している団体です。

さて、12月24日に閣議決定された2014年度予算案において、「うがい薬のみの処方は、保険適用除外（国費61億円の削減）として、効率化・適正化を実施」する旨の記載が盛り込まれていることが明らかになりました。

また、翌25日の中央社会保険医療協議会の総会では診療報酬改定にかかる検討の方向性として「単にうがい薬のみを処方する場合を保険の対象から除外してはどうか」との提案が出されています。総会では、この「うがい薬の保険外し」に異論が集中し、診療側委員からは「今回の提案は給付範囲の縮小であり、国民皆保険を崩壊させる突破口、蟻の一穴になる」との強い反対意見も出されています。歯科では「抜歯・切開後や歯周病の処置・手術後などで創面あるいは抜歯創の保護、感染対策、治癒促進などの目的で医学的観点に基づき、医療の一環から、うがい薬のみを処方することはあるので、現場の実態を把握して慎重に検討してもらいたい」との訴えも出されています。

どのような薬剤をどのように処方するかは、主治医が患者個々の状態を勘案して行うものであり、特定の薬剤の特定の処方方法について制限を加えることは、裁量権の侵害と言わざるを得ません。保険診療で一連の治療行為の中で処方されている薬剤は保険診療で認めるべきで、経済優先で保険給付範囲を縮小させる予算案には反対です。

記

一、「うがい薬のみの処方は、保険適用除外として効率化・適正化を実施」する旨の撤回をすること。